

今後の千葉県の新型コロナウイルス感染症対策について

令和3年4月6日

1 人員体制について

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため、全庁を挙げて、職員の配置や各部局へ割り振られた業務に適切に対応すること。

2 対策本部会議について

県と市町村との緊密な連携と、施策についての迅速な情報共有を図るため、保健所設置市、市長会、町村会の長にも出席を求めること。

3 医療提供体制について

- (1) 今後の感染拡大に備えた医療提供体制の整備を速やかに進めること。
- (2) 特に重症者対応のための病床の確保に注力すること。
- (3) 病床の確保に当たっては、コロナの専門病棟化、専門病院化を含めた効果的な病床の運用の検討を進めること。
- (4) 県本部による入院調整の強化・効率化を図ること。

4 自宅療養者支援について

健康管理等について、必要な支援策を強化すること。

5 接待を伴う飲食店に関する繁華街における検査体制について

繁華街における検査について、県内の感染多発地域等での、市町村と連携した実施に向けて、速やかに検討を進めること。

6 国と協力して実施する繁華街等でのモニタリング検査について

今後も引き続き国と協力し、積極的に実施すること。

7 飲食店の感染拡大防止対策について

- (1) 飲食店における感染防止対策を徹底させるため、認証制度などの仕組みを検討すること。
- (2) 検討に当たっては、モデル市を指定して実施する等の段階的な実施を目指すこと。

8 ワクチン接種について

引き続き接種が円滑に進むよう、市町村、医療機関及び医療関係団体と連携して取り組むこと。